|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出書形式審査票 | 市町名 | 部局名 | 担当者名　 |
| 届出受理日 | 年　　月　　日　　　　第　　　号 |
| □　土地の面積が法定面積以上であること（※一団の土地の場合に留意する）□　土地売買等の契約であること□土地に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の移転又は設定であること□対価を得て行われるものであること□契約（予約を含む）によるものであること□　届出不要の契約に該当しないこと（農地法第３条許可等）□　契約の当事者が届出不要者に該当しないこと（国等） |
| □　代理人による届出の場合、委任状等が添付されていること |
| □　契約書（写）の内容と同一であること（整合性がとれていること）□権利取得者　　□契約締結年月日　　□土地の所在・地目・面積等　　□土地の対価 |
| 届出書、添付図書等の必要部数についての確認項目* 届出書の必要部数がそろっていること

（正本１部（県用）、副本２部（市町用、届出者用））　　（電算用１部（県用））* 添付図書等の必要部数がそろっていること

（正本１部（県用）、副本１部（市町用））　　　 |
| 届出書記載事項についての確認事項 |
| 届出書の上段部分□　当事者の郵便番号が記載されていること□　当事者の氏名又は名称及び住所が記載されていること□　当事者が法人である場合、その代表者の氏名が記載されていること□　権利取得が共有の場合は、共有者全員の記載があること□　（担当者欄）に連絡担当者の氏名、電話番号等の記入があること□　「国土利用計画法第２３条第１項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。」の欄に　　　　　　　　が付されていること［土地に関する事項］欄□　【所在】欄について記載があること□　【地目】欄について【登記簿】欄、【現況】欄に記載があること□　【面積】欄について記載があること（実測をしていない場合は【実測】欄は記載不要）□　筆数多等で別紙をつける場合、別紙が届出書に添付され、届出書記載の欄と同一の内容が記載されていること（以下各項目について同じ）□　【利用の現況】欄について記載があること* 【届出に係る権利以外の権利】欄について記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

［土地に存する工作物等に関する事項】］欄□　【種類】欄について記載があること□　【概要】欄について記載があること* 建物の場合：床面積、構造、使用年数等
* 立木の場合：樹種、本数、樹齢等

□　【移転又は設定に係る権利】欄について記載があること* 【移転又は設定に係る権利以外の権利】欄について記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

［移転又は設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項］欄□　【移転又は設定の態様】欄に記載があること* 【地上権又は賃借権の場合】欄に記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

［対価の額等に関する事項］欄□　【土地に関する（予定）対価の額等】欄及び【工作物等に関する（予定）対価の額等】欄について記載があること。（計、平均欄について記載があること）□　【実測清算】欄に　　　　　　　が付されていること［土地の利用目的等に関する事項］欄等□　【用途等】欄について具体的に記載してあること（用途、規模等当該土地の利用目的が可能な限り詳細記載してあること）□　【利用目的に係る土地の所在】欄について記載があること□　【利用目的に係る土地の面積】欄について記載があること（一団の土地取引による届出の場合は、その一団の土地の全体面積を記載する）□　【利用計画の概要】欄について記載があること□　【利用の現況の変更】欄に　　　　　　　が付されていること* その他参考となるべき事項がある場合、具体的に記入されていること
 |

**※市町の文書受付の押印を行い、該当項目の□欄をチエック（レ）し、副申時に添付する。**